

<用語の解説>

1. 「構造」欄に「R」とあるのは鉄筋コンクリート造を「S」とあるのは鉄骨造をいいます。
2. 「区分」欄に「旧基準」とあるのは新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築されたものを、「新基準」とあるのは新耐震規準施行後に建築されたものをいいます。
3. (1) 「新基準」との表示のあるものは、耐震性がありますので、「区分」欄から右の各欄は、すべて「－」となっています。
(2) 「旧基準」と表示のあるもののうち、改修済みのものについては、「改修済」と記載した上で、「改修年度」及び「改修後」の「Is値」及び「q値」（後述）をそれぞれの欄に掲げてあります。
(3) 「旧基準」と表示のあるもののうち、未改修のものについては、「第1次診断」又は「第2次診断」が実施されていますので、該当する欄にそのデータを掲げてあります。
4. (1) 「第1次診断」は、個別の建物の耐震性能を簡略に評価する診断方法です。「第1次診断」を実施した「年度」及び「Is値」（後述）を、それぞれの欄に掲げてあります。
(2) 「第2次診断」は、個別の建物の耐震性能を詳細に評価する診断方法です。「第2次診断」を実施した「年度」並びに「Is値」及び「q値」（後述）を、それぞれの欄に掲げてあります。
5. (1) 「Is」（構造耐震指標）は、建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を数値化したもので、その値が大きいほど耐震性能が高いことを表します。国土交通省告示等によれば、第1診断により算定したIs値が0.8以上の場合及び第2次診断等により算定したIs値が0.6以上の場合、耐震性がある建物ということになります。
(2) 「q」（保有水平耐力に係る指標）は、地震による水平方向の力に対して建物が対応する強さを表すもので、その値が大きいほどよく、1.0以上が目標とされています。

更新日：平成23年4月15日

担当：府中市教育委員会総務課施設係